

○国土交通省告示第 千二百九十五 号

エネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号。以下「法」という。）
第二百三十四条第三項の規定に基づき、貨客輸送連携省エネルギー計画の作成のための指針を次のよ
うに定めたので、公表する。

平成三十年 月 日

国土交通大臣 石井 啓一

貨客輸送連携省エネルギー計画の作成のための指針

1. 貨客輸送連携省エネルギー措置の目標に関する事項

貨客輸送連携省エネルギー措置の目標は、次の一及び二のいずれにも適合するものとし、個別の
事情等を勘案して柔軟に設定を行うこととする。

- 一 貨客輸送連携省エネルギー措置の実施前と比較して、実施期間中の毎事業年度において貨客
輸送連携省エネルギー措置に係るエネルギーの使用に係る原単位が改善するものであること。
- 二 貨客輸送連携省エネルギー措置の内容に照らして、達成することが困難でないこと。

2. 貨客輸送連携省エネルギー措置の内容及び実施期間に関する事項

(1)貨客輸送連携省エネルギー措置の内容に関する事項

貨客輸送連携省エネルギー措置の内容は、次の一及び二のいずれにも適合するものとする。

- 一 貨客輸送連携省エネルギー措置を行う貨客輸送事業者が、輸送用機械器具の輸送能力の効率
的な活用、保有する輸送用機械器具の改造、輸送能力の高い輸送用機械器具の導入等により、
貨客輸送連携省エネルギー措置の目標の達成に貢献するものであること。
- 二 貨客輸送連携省エネルギー措置を行う貨客輸送事業者の役割分担が明確であり、かつ、当該
措置を確実に実施することができる体制を有するものであること。

(2)貨客輸送連携省エネルギー措置の実施期間に関する事項

貨客輸送連携省エネルギー措置を行う貨客輸送事業者が確実に参画し、かつ、貨客輸送連携省
エネルギー措置が継続的に実施可能となるような期間を設定するものとする。

3. 貨客輸送連携省エネルギー措置を行う者が行う貨物又は旅客の輸送において当該貨客輸送連携省
エネルギー措置に関してそれぞれ使用したこととされるエネルギーの量の算出の方法に関する事項

貨客輸送連携省エネルギー措置を行う者が行う貨物又は旅客の輸送において当該貨客輸送連携省
エネルギー措置に関してそれぞれ使用したこととされるエネルギーの量の算出の方法は、貨客輸送
連携省エネルギー措置を行う貨客輸送事業者それぞれの貢献の実態に即したものとする。

4. その他貨客輸送連携省エネルギー計画の作成に関する重要事項

貨客輸送連携省エネルギー措置の実施に当たっては、1 から 3 までの事項に加えて、次の一から
三までのいずれにも適合するものとする。

- 一 貨客輸送連携省エネルギー措置の実施に必要な資金の調達が不可能なものでないこと。
- 二 労働組合等との協議によって十分に話し合いを行うことにより、その雇用する労働者の理解
と協力を得ること。
- 三 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）その他の
法令に違反しないこと。

5. 備考

この告示において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

附 則

この告示は、平成三十年十二月一日から施行する。